

う ～ 0 3 7
令和 2 年 8 月 27 日

西脇市まちづくり推進審議会会長 様

西脇市長 片 山 象 三

西脇市自治基本条例に基づく取組の検証について（諮問）

本市では、自治のルールを定めることを目的とした「西脇市自治基本条例」を、平成25年4月に施行しており、条例の基本理念や基本原則に基づいた市政運営や参画と協働のまちづくりに取り組んでいます。

条例第43条には条例の見直しに関する規定があり、「社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行い、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとします。」とあります。

条例をより適切に推進するための施策の検討や条例の一部改正の必要性等を判断するため、条例に基づき取り組んでまいりました市政運営やまちづくり活動の推進状況に関する評価・検証が必要となることから、西脇市まちづくり推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 「情報の共有」に係る市の制度及びその運用に対する評価を求めます。
- 2 「参画と協働の推進」をするため、市民の市政への参画や学習の機会を提供する制度・施策が適切であるか評価を求めます。
- 3 「地域自治組織等」の推進をはじめとする地域自治を推進するための施策等が適切に実施され、市民や市民団体の公益的な活動が推進されているか評価を求めます。
- 4 「市民や市の役割や責務」が適切に果たされているか意見を求めます。
- 5 「市政運営」について、条例に基づいた運営となっているか意見を求めます。